

第3章 全体構想

1. 将来都市像

本市の将来都市像は綾瀬市総合計画で示す『緑と文化が薫る ふれあいのまち あやせ』です。

あやせ都市マスタープランでは、この将来都市像の実現に向けた取組みを位置付けます。

将来都市像

緑と文化が薫る ふれあいのまち あやせ

2. まちづくりの目標

本市は、人口減少社会にあつて、本市をけん引する新たな商・工業の拠点の形成と、既成市街地の住環境の保全を同時に進めることで、まちづくりの課題を解消します。また、少子高齢化の進行と、神奈川県のおぼ中央に位置している立地条件や外国人居住者が多い本市の特徴を踏まえ、年齢や国籍等を問わず誰もが暮らしやすく、訪れやすい都市づくりを推進します。

商業の拠点は、市中心部に優良農地を有する本市の特徴を活かした、市内外からも人が訪れるにぎわいと交流を生む本市の核として、工業の拠点は、既存の工業地とあわせ、綾瀬スマートインターチェンジの広域アクセス性を活かした活力創出の場として形成を進めます。併せて、既に形成されている市街地においても、誰もが快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

まちづくりの目標

活力と魅力に満ちた綾瀬

キーワード	内容
活力	広域アクセス性を活かした産業拠点の形成 ⇒産業活動の場として選ばれる
魅力	にぎわいと交流を生む商業拠点の形成 うるおいと憩い、暮らしやすさ、防犯・防災を兼ね備え利便性の高い住環境の維持、向上 ⇒住み続けたいまちとして選ばれる

本市の人口は、令和2年の84,462人をピークに減少に転じ、本計画の目標年次である令和22年には76,695人になると見込まれています。

今後は、人口減少や人口の年齢構成の変化による影響を軽減しつつ、より魅力的で質の高い生活を送ることができる、持続可能なまちづくりを目指します。

※参考値：綾瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 (平成28年11月1日告示)における目標値
 約87,000人(令和7年)

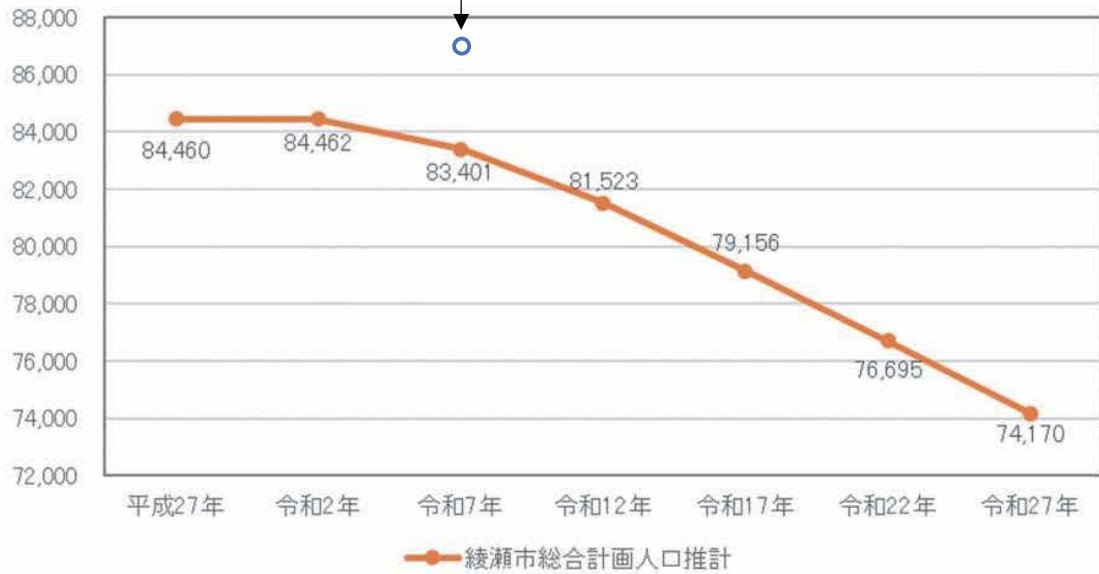


図 将来人口の目標

3. 将来都市構造

(1) 拠点の形成

様々な市民活動の中心となる場として次の拠点を形成します。

本市のまちづくりは、各拠点を中心に集約化を進めるとともに、各拠点を結ぶ公共交通ネットワークを再構築することで、持続可能な都市を目指します。

◆中心拠点

市役所周辺には広大な優良農地が広がっており、遠くに富士山を望むゆとりある空間を有しています。一方、深谷中央特定土地地区画整理事業が完了し、これらの農地に隣接する形で商業施設や公共施設が集積する中心地が形成されています。

市中心部において「都市と農」が共存する点を本市の特徴として捉え、商業・保健福祉機能の強化、憩い・交流の場の整備により、その快適性・利便性を更に伸ばし、綾瀬らしい中心核の形成を図ります。

◆生活拠点

北部、南部及び西部の既存商業地は、快適な都市生活が感じられるよう生活の中心となる核づくりを推進するとともに、良好な住環境の整備を図ります。また、地域の※コミュニティの場として、機能の充実を図ります。

◆新産業拠点

広域アクセス性を活かした新たな産業拠点の形成を図ります。

- ① 早川中央地区：早川城山住宅地北側
- ② 落合北部・吉岡東部地区：(都) 寺尾上土棚線沿線の藤沢市境

◆産業・交通拠点

綾瀬スマートインターチェンジ周辺は、市の新たな玄関口にふさわしい土地利用誘導を行う産業・交通拠点とします。

◆産業拠点（工業・農業）

産業の活性化が図られるよう、生産環境の改善・拡大による活性化を図るとともに、研究開発機能の導入等による、付加価値の高い新たな産業拠点を創出します。

- ③ 「工業拠点」は、既に工業が集積している深谷地区、早川地区、小園地区、吉岡地区及び吉岡西部地区に配置し、生産環境の改善を図ります。
- ④ 「農業拠点」は、良好な集団農地となっている早川地区及び吉岡地区に配置し、農地の保全と都市農業の再生を図ります。

(2) 軸の形成

軸は、都市内外の連携・連続性を担うものとして、「国土軸」、「広域軸」、「都市軸」及び「水と緑の軸」を位置付けます。

◆国土軸

「国土軸」は、本市と県内外の他都市との連携機能の充実を目指し、国の基幹的な交通機能を担う東名高速道路と武相幹線を位置付けます。東名高速道路については綾瀬スマートインターチェンジの開通により、連絡機能の拡充が図られています。

◆広域軸

「広域軸」は、県内他都市との連携機能の充実を目指し、(都) 寺尾上土棚線、(都) 横浜伊勢原線、県道 40 号(横浜厚木) 及び県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎) を位置付けます。

◆都市軸

「都市軸」は、市内における各拠点との連携機能の充実を目指し、中心拠点と生活拠点とを結ぶ(都) 早川本蓼川線及び市道 1629-1 号線等を位置付けます。

◆水と緑の軸

「水と緑の軸」は、うるおいのある市域の形成を目指し、目久尻川、比留川、蓼川及び 3 河川周辺に多く残されている緑を位置付け、保全と活用を推進します。

また、目久尻川流域については、文化財を活用した地域の魅力増進と交流の活性化を目指します。

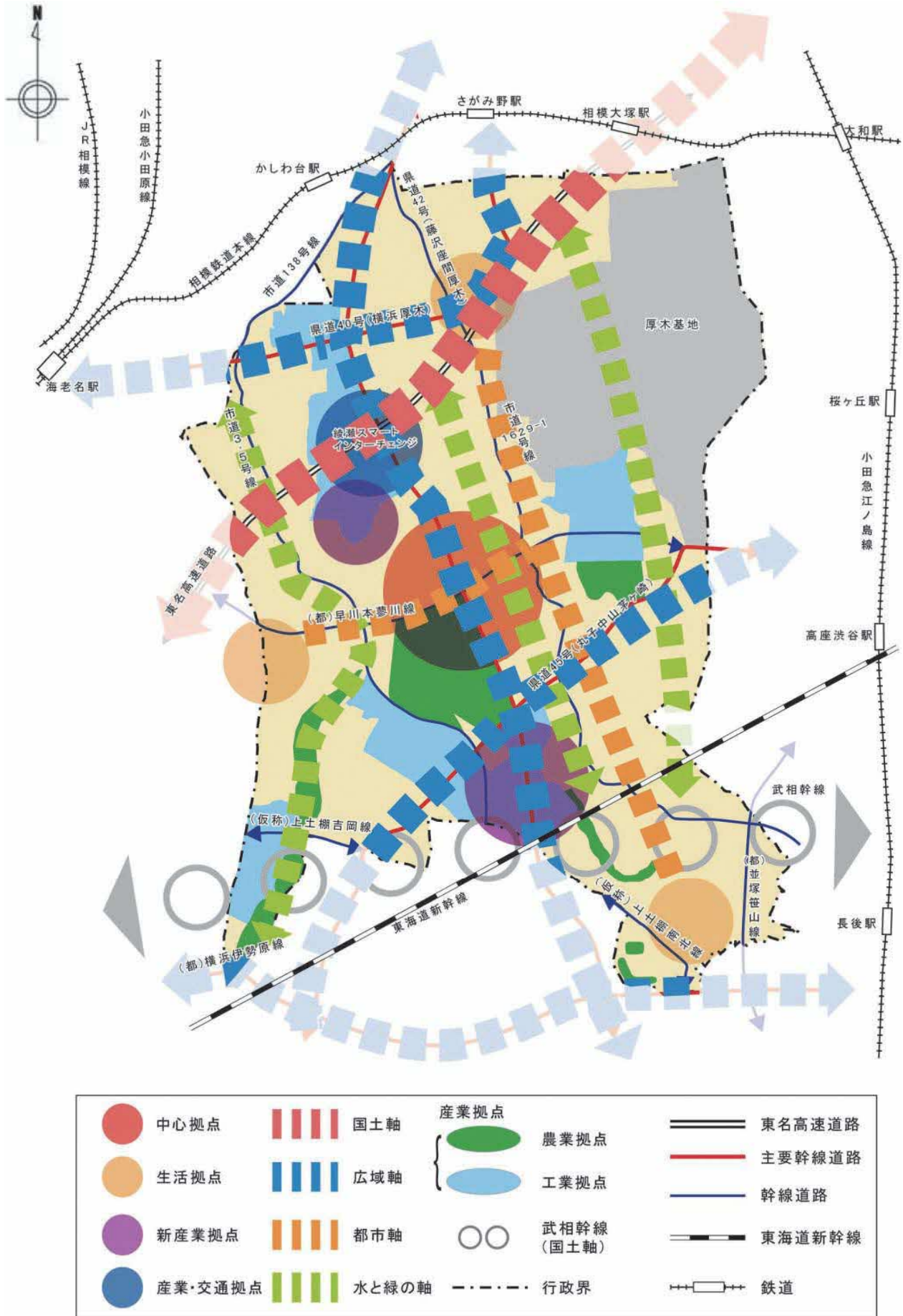


図 将来都市構造図

(3) 拠点の整備方針

綾瀬スマートインターチェンジの開通による連絡機能の拡充を踏まえ、南北方向の広域軸である（都）寺尾上土棚線沿道周辺で形成していく、中心拠点をはじめとした、新たな拠点整備の考え方を次のとおり位置付けます。

◆中心拠点

中心拠点は、西側の優良農地の田園景観との調和を図り、「にぎわい・うるおい・やすらぎ」を感じられる、特色ある中心商業地を形成するとともに中心拠点を安全かつ快適に移動できるようバリアフリー化に配慮した各種施設と公園・緑地をつなぐ歩道等の整備により、回遊性の向上を図ります。

市役所周辺の中心核づくりは、大型商業施設の立地や綾瀬市保健福祉プラザの開設により、市民の利便性が向上し、にぎわいも創出されていますが、若い世代も集える施設や機能の更なる充実と、道の駅の整備、消防庁舎跡地の利活用を含めた中心市街地の再構築に向けた検討や、（都）寺尾上土棚線西側※農用地を含めた「都市と農の共存」による綾瀬らしい中心核の形成を進めます。

（都）寺尾上土棚線沿道及びその周辺は、本市の※シンボルロードとして景観形成重点地区に指定し、景観計画に基づく良好な景観形成を図るとともに、※電線類地中化を促進します。

◆新産業拠点

新産業拠点は、生産、流通、研究開発等の産業系土地利用を図る、本市の新たなものづくりの拠点となる地域です。県央地域から湘南地域を4車線で連絡する（都）寺尾上土棚線に隣接する優位性と、綾瀬スマートインターチェンジへのアクセス性を活かし、質の高い企業による生産、流通、研究施設等の新たな産業拠点の形成を図ります。

早川中央地区及び落合北部・吉岡東部地区においては、面的な都市基盤整備の実施と地区計画によるまちづくりのルールを定め、周辺の住宅地環境に配慮しながら計画的な市街地形成を図ります。

◆産業・交通拠点

産業・交通拠点は、綾瀬スマートインターチェンジを基点として人や企業が訪れる本市の新たな玄関口となる地域です。

このため、綾瀬スマートインターチェンジ周辺において、地区計画により玄関口にふさわしい土地利用・建物利用を誘導しつつ、景観計画に基づいて良好な景観形成を図ります。

また、支線バス・幹線バス・高速バスの利便性をより高めるための検討を進めます。

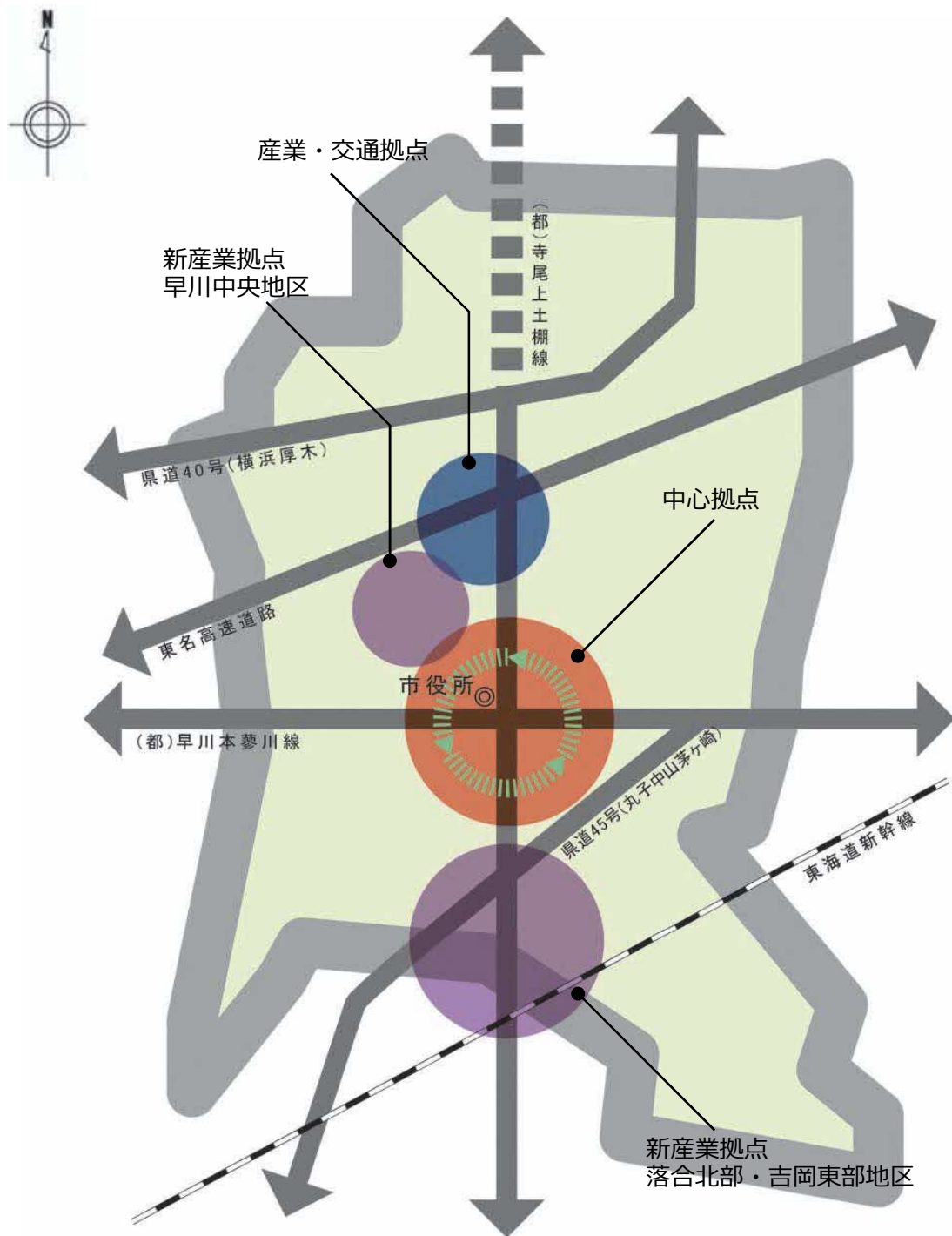


図 拠点形成位置図

4. 土地利用の方針

本市の土地利用は、将来都市構造を基本に市全体の視点から都市的土地利用と自然的土地利用に区分し、さらに良好な市街地環境の形成と農地・緑地の保全、活用を勘案しながら、土地利用をさらに分類し、配置と誘導を行います。

(1) 都市的土地利用の方針

◆住居系土地利用

中心拠点及びその周辺に整備された良好な住宅地については、地区計画制度の活用により安心して便利に住み続けられる、*中高層及び*低層の住宅地を中心とした土地利用を図ります。

その他の住宅地、特に一団の良好な*街区が形成されている寺尾台地区・小園南地区・綾西地区等の住宅地については、地域特性に応じて住宅系土地利用を誘導します。また、住環境の保全と安全性を維持するため、*建築協定や地区計画等の導入を検討します。

厚木基地に係る移転補償事業により発生した上土棚地区の空き地については、上土棚地区全体のまちづくりの課題として対応を検討します。

◆商業・業務系土地利用

中心拠点については、地区計画等により、市の顔となる中心核として利便性が高く、魅力ある、本市の特色を活かした商業・業務系土地利用を誘導します。地区計画については、深谷中央特定土地区画整理事業の完了や社会経済動向を踏まえ、中心市街地の再構築に向け、見直し検討を行います。

生活拠点については、日常生活の利便性に配慮し、店舗や生活サービス施設の更新・立地を促進し、活気のある市民の交流の場を形成します。

県道40号（横浜厚木）、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）、（都）寺尾上土棚線、（都）早川本蓼川線、県道42号（藤沢座間厚木）及び市道1629-1号線等の主要な幹線道路沿道については、市民や来訪者が利用しやすい沿道型の店舗や*沿道サービス施設等を誘導します。

◆工業・業務系土地利用

新産業拠点と位置付ける早川中央地区及び落合北部・吉岡東部地区については、新たな産業機能の受け皿として都市基盤整備を行い、周辺の住環境・自然的土地利用に配慮しつつ、計画的な工業・業務系土地利用を図ります。

工業が既に集積している深谷地区、早川地区、小園地区及び吉岡地区については、生産環境を保全するとともに、土地利用の維持を図ります。

住工混在が見られる地域については、地区計画等の活用により良好な居住環境及び生産環境の形成を図ります。

◆土地利用検討地区

中心拠点の市街化調整区域については、都市と農の共存による綾瀬らしい中心核の形成に向け、現在の優れた農地環境・農地景観を保全しつつ、市民や来訪者の憩い・交流の場としての土地利用を検討します。

綾瀬スマートインターチェンジ周辺は、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用を検討します。

(2) 自然的土地利用の方針

早川地区及び吉岡地区の優良な集団農用地はその生産環境を保全しつつ、中心拠点に隣接する本市の特色ある農地として、更なる活用を検討します。

その他の農地については、景観や自然環境を保全するため、これらの環境に悪影響を及ぼす土地利用を抑制します。

また、市街化調整区域にある優れた環境の既存住宅地は、地域のコミュニティ維持に必要な宅地利用を図りつつ、周辺の市街化を促進しない等周辺の土地利用と調和した良好な住環境を保全します。

比留川、目久尻川流域の水田は、生産機能に加えて景観・自然環境上の役割や雨水の貯留、地下浸透による防災機能を勘案し、可能な限り水田としての利用継続を促進します。

市内を流れる3つの河川周辺等に多く残されている緑地は、「水と緑の軸」を構成する大事な要素であり、景観や自然環境の面から保全が必要です。このため河川と一体的にその保全を図ります。

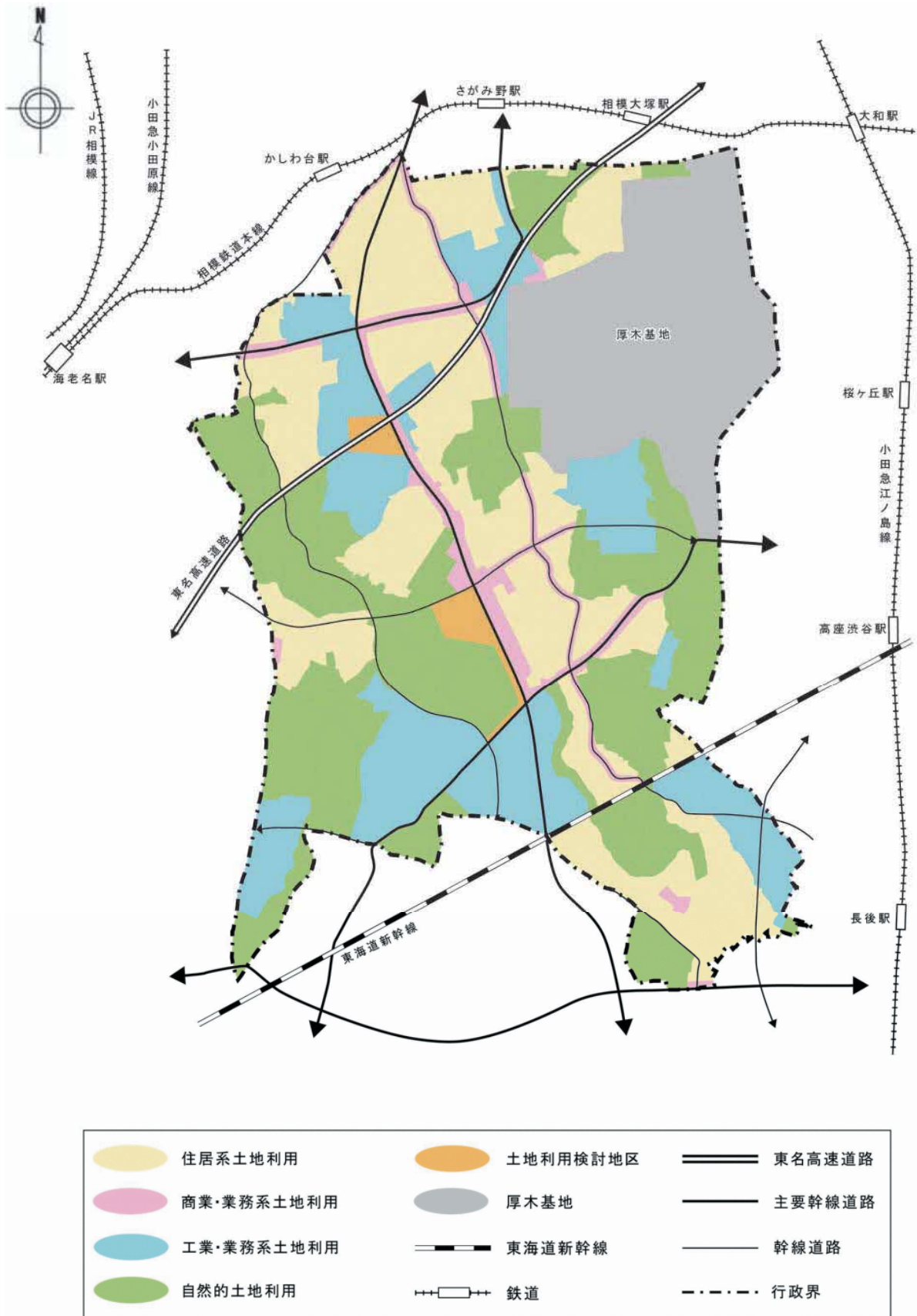


図 土地利用方針図

5. 市街地整備の方針

◆住宅地

中心拠点部の住宅地は、深谷中央特定土地地区画整理事業により良好な住宅市街地を形成しています。既存の住宅地においては、空家等対策計画に基づき、協定を締結した専門家の協力を得て管理不全な空き家を無くしていくことで、住環境の向上を図るほか、少子高齢化の進行を見据え、子育て環境及び高齢者が暮らしやすい環境の整備を検討します。

身近な道路や公園については、段差のない歩道の整備、バリアフリー化による誰もが使いやすい公園整備等と併せ、適切な維持管理・長寿命化を図ります。さらに、将来の人口動向を踏まえ、各種公共施設の総量適正化や適正配置の検討を行います。

◆商業地

中心拠点では、集約型都市構造への転換を見据え、深谷中央特定土地地区画整理事業による都市基盤整備及び地区計画により本市の核となる商業施設を誘導します。また、西側の優良農地の田園景観との調和を図ることで、「にぎわい・うるおい・やすらぎ」を感じられ、市内外から人が集まり交流する、「都市と農の共存」による綾瀬らしい中心核の形成を進めます。同時に、中心拠点を安全かつ快適に移動できるよう、各種施設と公園・緑地をつなぐ歩道等の整備により、回遊性の向上を図ります。

生活拠点となる商業地では、市民の生活拠点として、人が集いにぎわいのある商業機能の強化を図ります。このため、空き店舗対策や創業支援を含めた商業機能、医療・健康や金融サービス機能等の充実を図るとともに、景観の誘導や小広場の確保・緑化により、市民が交流し楽しむことのできるうるおいと落ち着きのある空間形成を目指します。

また、市民の日常の買い物等における利便性を向上するため、安全かつ快適に生活拠点の利用が行えるよう、周辺道路網の整備、歩道等のバリアフリー化を進めます。

◆工業地

綾瀬スマートインターチェンジによる広域アクセス性を活かし、綾瀬スマートインターチェンジ周辺では産業・交通拠点、新たな拠点形成を図る新市街地として早川中央地区及び落合北部・吉岡東部地区の整備を進めます。各拠点の整備に際しては、周辺環境に配慮しつつ良好な操業環境の整備を目指します。

住宅と工場等の土地利用が混在している地区は、実態と地域の意向を踏まえつつ地区計画等の適切な手法の検討、導入により市民が目指す土地利用の実現を推進し、良好な居住環境及び生産環境の形成を図ります。工場と住宅地が接する地区については、必要に応じて緩衝となる緑地の整備等の対策を工場敷地の緑化等により検討し、地区環境の向上を図ります。

6. 交通施設の整備方針

都市の骨格となり、その形成に欠くことのできない都市基盤施設である道路の整備、交通機能の配置は、本市にとって重要な施策の一つです。道路と公共交通の充実により、安全で安心して暮らせる交通環境を整えます。

都市計画道路の整備は道路のみを整備する*街路事業を前提としますが、市街化区域内の整備は、まちづくりとして周辺区域を含んで整備することが望まれます。このため、街路事業と面的な整備事業をあわせて検討し、本市のまちづくりとしてよりふさわしい事業を実施していきます。

◆国土幹線

国土レベルの自動車専用道路である東名高速道路に綾瀬スマートインターチェンジが開通し、広域的な交通、かつ市内交通とのネットワークが形成されるため、そのアクセス機能を向上させるための周辺道路の整備を推進するほか、周辺通過交通対策の拡充を図ります。

また、武相幹線については、計画の具体化を促進します。

◆主要幹線道路

県土レベルの広域性を持つ次の主要幹線道路については、他都市との連携・交流を高める機能を有しているため、4車線の道路として整備を検討します。

(都)寺尾上土棚線は、綾瀬スマートインターチェンジが接続することから、交差点改良等による道路機能の向上や、市の南北方向をつなぐ役割を持つ主要幹線道路として県道40号(横浜厚木)以北区間の早期整備を促進します。また、県道40号(横浜厚木)及び県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の4車線化を促進します。

現状、交通混雑が見られる路線については、より早期の整備を促進していきます。

◆幹線道路

主要幹線道路に連絡し、市域内の交通を処理する次の幹線道路については、ラダーパターン(はしご状)を基本として配置します。

南北方向には県道42号(藤沢座間厚木)、市道1629-1号線、市道1629-2号線、市道3号線、市道5号線、市道138号線等及び(都)並塚笹山線を、東西方向には(都)早川本蓼川線を整備し、誰もが安全・快適に通行できる歩道を備えたゆとりある2車線の道路とします。

また、それらの路線を補完する(仮称)上土棚南北線及び(仮称)上土棚吉岡線についても、他の路線の整備状況等を考慮し、整備を検討します。

現状、交通混雑が見られる路線については、より早期の整備を検討します。

◆地区幹線道路

幹線道路と地区集散道路を連絡する機能を持ち、地区内の交通を処理する地区幹線道路については、都市計画道路の未整備区間の整備推進を含め、ラダーパターン(はしご状)を補完し、都市の骨格づくりに資する2車線の道路として整備します。

◆地区集散道路

地区幹線道路に連絡し、街区内の交通を処理する地区集散道路については、通過交通の生じない道路交通体系を目指し、安全で快適な街区づくりに資する2車線の道路として整備します。

◆歩行空間・自転車走行空間

公園・緑地とのネットワークの形成や都市景観に配慮しながら、歩道の拡幅やバリアフリー化を行い、高齢者や障がい者が安全であり、利便性や快適性のある回遊性を持った歩行者空間を整備します。

また、※低炭素社会の実現や自動車に頼らない環境づくりを見据え、道路状況や交通状況に応じて、車道に自転車通行レーンを設置することや、道路整備と併せて自転車道等を整備することにより、自転車が安全、快適に走行できる空間の創出と地域内におけるネットワーク化を図っていきます。また、自転車利用の観光・レクリエーションの側面を考慮し、目久尻川及び蓼川沿いのサイクリングロードを含めた自転車ネットワークの構築について検討します。

◆公共交通・その他交通手段

中心拠点の形成と市民生活の利便性向上を促進するために、「海老名駅⇔市役所⇔湘南台駅」を迅速に結ぶ公共交通の導入、バリアフリー化に配慮したバス乗り換え拠点の整備及び乗り換え拠点と市街地を連絡するバス等の公共交通網の充実に努めます。

また、超高齢社会に向けて、公共交通としてコミュニティバスの運行を行うとともに、地域ごとの様々な事情に対応でき、自助・共助の視点から行う住民参加型移動支援や※NPO法人が行う福祉有償運送等、将来に向けて色々な交通を総合的、多角的に検討します。

◆駐車場

今後、商業・業務等の集積が見込まれる地域については、公共と民間の適切な役割分担により、駐車に関する制度と施設整備との相互連携を図りながら、総合的・計画的に進めるものとします。

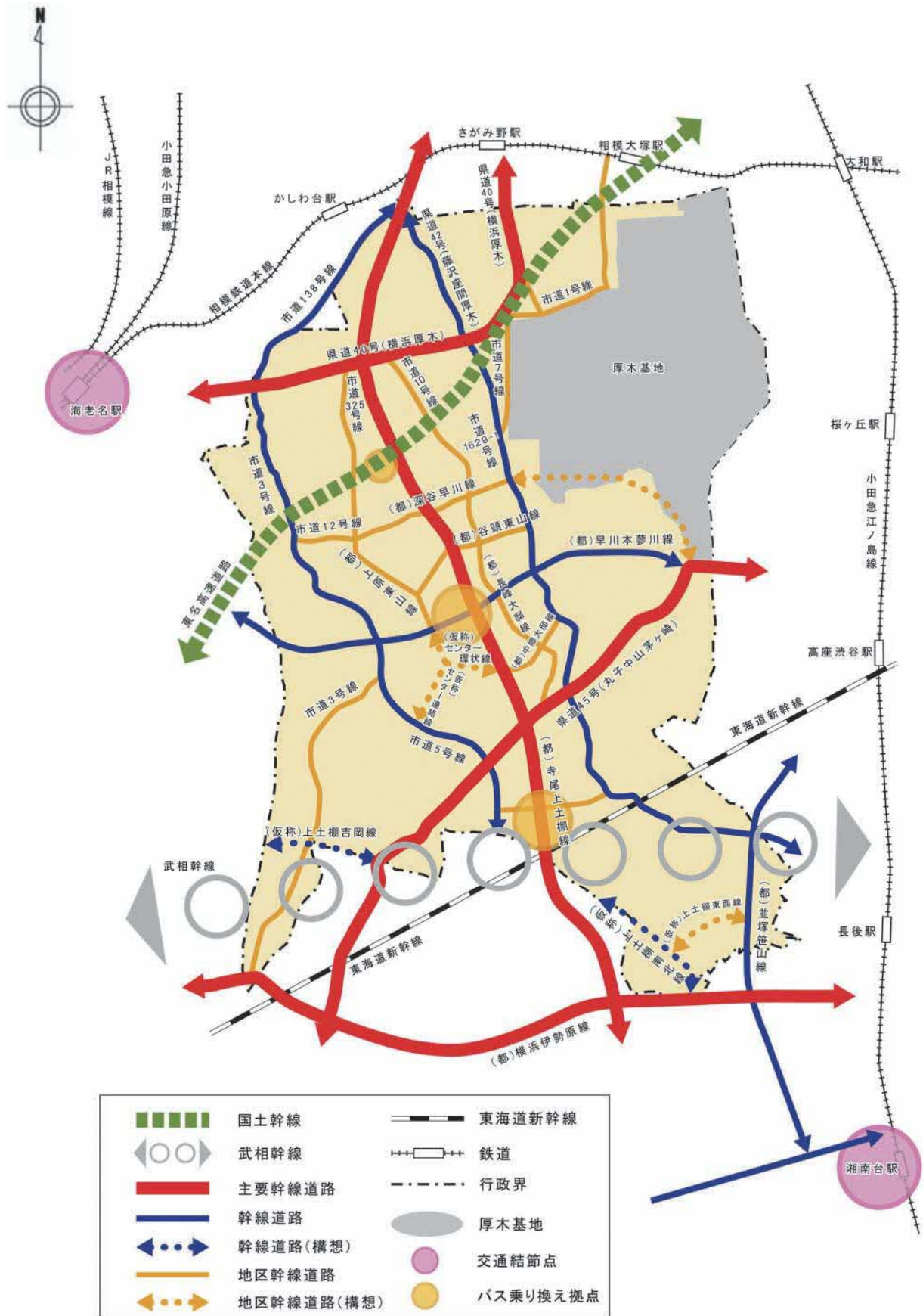


図 将来道路網図

7. 公園・緑地の整備方針

本市には、長峰の森や市役所周辺の農地、目久尻川をはじめとする3つの河川周辺の斜面樹林や水田等特色のある緑地等の貴重な緑が分布しています。これらの緑地は、人に「やすらぎ」と「うるおい」を与えてくれると同時に、市の魅力をより高め、二酸化炭素吸収による環境負荷の軽減、野生生物の生息・生育環境の確保、雨水流出を軽減する防災上の役割等その重要性が増しています。

このため、「緑の保全」、「緑の創出」、「緑の育成」の3つの視点から緑づくりを推進し、さらにその効果を高めるため、特色のある自然的要素と市民が触れ合えるよう、公園や緑地のネットワーク化を進めています。

また、厚木基地内の公園・緑地等について、返還要望を継続するとともに、具体的な利用方法の検討を行います。

◆緑の保全

本市の歴史、文化、風土に根差した社寺林、巨木や豊かな自然環境を残した樹林地等、次の世代に継承すべき緑を緑地保全地域や市が独自に定める緑地保全事業により保全します。

目久尻川をはじめとした河川周辺や斜面に残された緑地については、「[※]綾瀬市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保全を図ります。

また、[※]生産緑地等の市街化区域内の農地についても市街地内の貴重な緑地空間として周辺の住環境向上に寄与しているため、可能な限り保全と活用を図ります。

併せて、市街化調整区域の農地や緑について継続して保全と活用を図ります。

◆緑の創出

幹線道路に街路樹や植樹帯を設置し緑化を図るとともに、道路交通の妨げとならないよう適切に維持管理を行います。また、都市公園等の整備をはじめ公共施設等の緑化を進めつつ、敷地内緑化を推進します。

工業地においては、工場敷地の緑化を積極的に促進することにより、住宅地と工業地の間の緩衝機能を高め、住環境を保全します。また、宅地開発や建築の際に、生け垣等による敷地内緑化を推進し、緑を積極的に創出するとともに、屋上緑化を促進します。

◆緑の育成

市内の緑は市民自らの手で守り育てることを基本とし、保全と創出により生じた緑を大切に市民意識の啓発に努めます。なお、特に貴重な樹林や緑化意識を高揚するものについては、必要に応じて、市が保全し育成していくための制度を設け、守り育てます。

また、市民やNPOが行う自主的な緑化活動を支援します。

◆公園・緑地整備の推進

自然に配慮した環境にやさしいまちづくりを目指し、都市公園の整備や市街地内緑化を図り、残された緑の保全、創出及び育成を図ります。

市内の*都市計画公園は整備完了していますが、依然として公園が不足している地域については、公園の整備充実を検討します。公園整備にあたっては、市民がより身近で、利用しやすい公園づくり、自然観察のできる自然的要素を取り入れた魅力ある公園づくり、緑のネットワーク化と、緑の核となるようなシンボリック公園づくりを推進します。

また、将来を見据え、公園施設の総量適正化や適正配置について検討するとともに、老朽化した公園については再整備計画の策定や適切な維持管理及び長寿命化を行います。公園の維持管理に向けては、官民の連携を念頭に、公園の管理計画の策定を検討します。

8. 景観形成の方針

本市は、市域外縁部からドーナツ状に形成された市街地と、市の中央部の広大な農地と隣接する新市街地を有し、低地部を流れる河川周辺には、連続した斜面樹林や集落が点在した特徴のある都市形態となっています。

まちづくりを進めるにあたっては、綾瀬市景観計画に基づき、『都市の輝きと水と緑が織りなす自然が調和する「田園都市あやせ」の創造』を目指し、本市の特徴である、質の高い自然景観、住宅地景観、歴史文化景観及び工業団地による産業景観が調和しながら、都市の活気と田園の美しさを兼ね備えた景観形成を進めます。

本市を代表する軸線である（都）寺尾上土棚線では、引き続き電線類地中化を促進します。また、綾瀬スマートインターチェンジの開通により、沿道の開発圧力が高まることが想定されるため、景観形成重点地区に指定し、シンボルロードとして連続性のある景観形成に努め、風格ある、また都市的なにぎわいと田園の潤いが調和した、本市の象徴的なまち並みの創出を目指します。

また、目久尻川及び比留川周辺についても、本市の骨格となる景観として景観形成重点地区の指定について検討するほか、屋外広告物の制限方法を検討します。

9. 環境共生の方針

現在、地球規模において地球温暖化が問題となっています。自然生態系への影響をはじめとして、異常気象の増加も地球温暖化が原因の一つとして考えられており、二酸化炭素の排出削減が求められています。加えて、緑・地下水の保全、河川の水質の改善、さらには廃棄物の減量化が求められています。

こうした背景のもとに、本市では市街地の適正配置と道路網整備、バス交通の充実等により、可能な限り自家用車に頼らず、公共交通と徒歩によって効率的に快適な都市活動が展開できる集約型都市構造への転換を目指します。

また、水や緑等の自然環境の保全・創出、二酸化炭素の排出量の削減による環境への負荷の低減を図り、また、資源の有効利用・リサイクルを推進することにより「環境と共生する都市づくり」を図ります。

これらにより環境との共生を図り、持続可能な都市の形成を目指します。

◆自然との共生

湧水を守り、河川の水質改善を図り、さらには河川周辺の斜面樹林の保全により、水と緑が一体となった多様な生物が生息できる空間の創出に努めます。

また、緑の創出に努める取組みを推進することにより、市民が自然と身近に触れ合える、自然と共生した都市づくりを図ります。

◆環境への負荷の低減への取組み

市民や事業者による土地利用や建物利用に際しては、省エネ・畜エネの推進、再生可能エネルギーの普及、緑地の保全・創出、ごみの排出抑制や資源の再使用・リサイクルに努める取組みを求めることにより、環境負荷の低い都市の実現を目指します。

◆環境にやさしい交通整備

道路整備等による渋滞解消、環境にやさしい自動車利用の促進、自転車利用環境の整備と併せ、各種のバスの利便性向上と安心して歩ける歩行者空間確保を通じた、歩いて暮らせるまちづくりの推進により、自家用車への依存を低減することで、排気ガスを抑制する環境にやさしい交通基盤・交通手段の整備を推進します。

また、道路整備に際しては、低騒音舗装、街路樹の整備、植樹柵の設置及び適切な維持管理を行います。

◆環境共生の推進

環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画と連携し、廃棄物の増加を抑制します。

10. 都市防災の方針

本市には、これまで台風や集中豪雨による河川等の*溢水や*内水氾濫による水害被害が発生しています。さらに、市内には、神奈川県により*土砂災害警戒区域が41区域100斜面、*急傾斜地崩壊危険区域1か所が指定されています。

また、本市は、首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域に指定された地域であり、浸水、がけ崩れ又は火災の延焼等による被害の発生が予測されることから、都市防災対策のうち、震災対策を重点項目として取り組む必要があります。

そこで、高齢者・障がい者等の区別なく、だれもが安心して居住することができる災害に強い都市づくりを目指して、「災害危険を軽減する都市空間の創造」、「災害を防御し安全な避難地、*緊急輸送道路を確保する都市構造の創造」及び「安全で快適な都市環境の創造」を図るとともに、「綾瀬市防災まちづくり計画」に基づき、地域主体の防災まちづくりを推進します。

なお、具体の施策を進めるにあたっては、大規模災害からいのちを守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取組みと連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進します。

◆浸水対策

本市には、相模川水系一級河川目久尻川、引地川水系二級河川引地川、二級河川蓼川及び準用河川比留川の4つの河川が南北に流れています。これらの河川は、流域の都市化による降雨時の急激な流量の増加に備えた整備が進められており、引き続き安全の確保に向けた河川改修を推進します。

また、都市化により増大する雨水流出に対しては、開発事業者、流域市町村、河川管理者及び下水道管理者が一体となり、緑地等の保全、雨水浸透施設の設置、透水性舗装整備等を進め、流域としての雨水流出を抑制するとともに、河川への負担を軽減するための*雨水調整池の整備により洪水を抑制します。併せて、厚木基地内における雨水調整池の整備、早期完成についての要望を継続します。

◆震災対策

地震発生時に活動拠点や避難場所となる市有建築物を耐震化していますが、今後は不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進し、建物倒壊等による被害の低減に努めます。

また、地震発生後の応急活動を円滑に行うため緊急輸送道路の電線類地中化や避難路沿道建築物の耐震化を促進するとともに、*狭あい道路の改善や緊急輸送道路等の沿道緑化により延焼遮断機能を強化するほか、一般住宅の耐震化支援についても検討し、火災発生時に延焼しにくいまちづくりを推進します。

災害時の機能停止を未然に防ぐため、終末処理場、中継ポンプ場及び管路等の下水道施設の耐震化についても進めていきます。

◆火災対策

都市の不燃化や延焼の拡大防止を図るため*準防火地域の指定をしています。今後とも建築物の耐火性の強化を誘導するため、必要に応じて建築物の不燃化に向けた対策を検討します。

また、密集した住宅地で木造建築物の割合が多い地域では、建築物の不燃化・共同化により都市環境の整備を進めるほか、*感震ブレーカーの設置推進や空き家対策を適切に実施し、火災発生の要因を低減します。

◆避難対策

災害時の安全を確保するため、狭あい道路の拡幅や、広域避難所までの避難路のネットワーク化を図るとともに、避難路沿道建築物の耐震化と不燃化等を促進します。

広域避難場所については、市民等に対する場所の周知と併せ、車中泊や仮設住宅の建設を想定した災害対応の施設整備を行います。

◆防災まちづくりの推進

防災まちづくりは、都市防災上の課題の解決に向けて市民と行政がそれぞれの役割(自助・共助・公助)を認識し、協働して進めることが重要です。また、課題への対応に当たっては、市民の意見を十分に把握した上で、それぞれの地域の状況に適した形の防災まちづくりを推進します。

◆復興事前準備

事前の対策として、災害発生時の被害低減や迅速な対応を可能にするため、地域防災計画に基づく市職員の対応力の強化や意識向上を図るほか、各種防災対策事業の確実な実施により、安全性の向上を図ります。また、災害時の倒壊・延焼等の被害が懸念される区域や地域防災力の向上が特に必要な地域については、道路整備や建築物の耐震化・難燃化等の安全性向上に向けた取組みや、ソフト的な防災まちづくりの取組みの強化を検討します。

併せて、大規模災害によって市街地が壊滅するような事態を想定し、復興まちづくりによって目指す都市の将来像や、形成していく都市構造を次の視点を踏まえ検討します。

【復興まちづくりにおける対応案】

- ・大規模災害発生前より災害に強いまちづくりを行う
- ・将来を見据え、持続可能な集約型都市構造を形成する
- ・基盤整備の実施有無に応じた復興まちづくり手法の選定